

## 平成24年度通常総会のお知らせ！

新宿区や東京都との協議調整に時間を要しており、事業実施の予定が遅れています。準備組合を設立してから丸5年を経過して、ようやく新宿区との計画内容の協議調整も進み、今年度は都市計画決定の手続きに入れる見込みとなっております。

4月16日（月曜日）に開催した第57回理事会で審議を行い、以下に記載する日程で平成24年度通常総会を開催することとなりました。この総会の中で、都市計画決定の案についてご審議をいただく予定です。ご承認をいただきますと、正式に準備組合の都市計画決定案となります。

都市計画決定に向けた重要な総会となりますので、お忙しいとは存じますが権利者の皆様にご出席をお願いいたします。準備組合の加入・未加入は問いません。また、ご家族等、複数名でもご参加していただけます。

**日時** 平成24年6月15日（金曜日）

午後7時30分より午後9時まで

**場所** 淀橋会館1階（西新宿五丁目4番7号）

平成24年度通常総会の議案は以下を予定しています。総会の議案は、5月15日（火曜日）に開催予定の第58回理事会で審議して正式に決定します。その後速やかに、権利者の皆様に総会の召集通知を送付させていただきます。なお、ご都合で総会を欠席される準備組合の会員の方には、委任状の提出のお願いをさせていただきます。召集通知に委任状を同封させていただきますので、ご欠席の方は返信用封筒で委任状の返信をお願いいたします。

**議案 第1号** 平成23年度事業報告承認の件

**議案 第2号** 平成23年度収支決算承認の件

昨年4月1日から本年3月末日までの活動内容、収入金及び支出金をご報告して審議をいただきます。準備組合格約第16条2に定める総会の議決事項です。

**議案 第3号** 役員改選の件

役員は、平成23年度の通常総会までをもって任期満了となります。役員の変更を審議いただきます。準備組合格約第13条に定める総会の議決事項です。なお、引き続き役員により第59回理事会を開催して、理事長をはじめとする役割分担を決めます。



**議案 第4号** 都市計画決定案承認の件

都市計画決定案については、神田川沿いから十二社通りに繋がる「水と緑の散歩道」の土地の帰属（道路または公園）が定まらない状況でしたが、別図（裏面参照）のように決定しました。また、建築計画案（裏面参照）については、先回の第18回全体会でご説明した案が第57回理事会で承認されています。土地利用計画と建築計画について審議をお願いします。



**議案 第5号** 平成24年度事業計画承認の件

**議案 第6号** 平成24年度事業予算承認の件

平成24年度の準備組合の活動方針と活動内容、これを実施する上で必要となる費用（支出金）と、その資金調達方法（収入金）を定めます。準備組合格約第16条2に定める総会の議決事項です。

都市計画決定の前提となる新宿区や東京都などの関係各課との協議調整の他、必要となる調査設計計画、また権利者の方への都市計画決定のご説明と同意のため、準備組合の活動と予算を提案します。なお、収入金としては、参加組合員予定者の特別会費と、参加組合員予定者からの立替金（本組合の設立時点に返済）とする案です。会員の方の会費は今までどおり徴収しない案です。

**議案 第7号** 平成24年度業務委託承認の件

事業計画と収支予算の承認に基づき、平成24年度の業務委託を定めます。準備組合格約第16条に定める総会の議決事項です。なお、委託金額及び委託先は、「業務委託に関する発注・契約規程」の第3条に従い委託金額は予算の範囲内として、同第6条に基づき理事会で審議の上で決定します。

## 仮同意書のご提出をお願いいたします！

都市計画決定は、新宿区や東京都との協議調整の完了と、権利者の皆様の一定割合以上の同意（事業の仮同意）が前提となります。長期間を要しましたが、新宿区や東京都の協議調整の完了も見込める状況となりました。同意書（事業の仮同意書）の提出をいただけない権利者の方におかれましては、事業内容にご理解をいただき、できるだけ早期に同意書のご提出をお願いいたします。

準備組合事務局では、権利者の皆様に、個別に事業内容のご説明と、都市計画決定の同意（事業の仮同意）のご判断をいただくための参考資料として、権利者個別のモデル権利変換計画案のご説明をさせていただいております。ご面談は、権利者皆様のご希望の日時、場所に対応させていただきます。ご面談をいただけない権利者の方は、裏面下記の事務局までご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

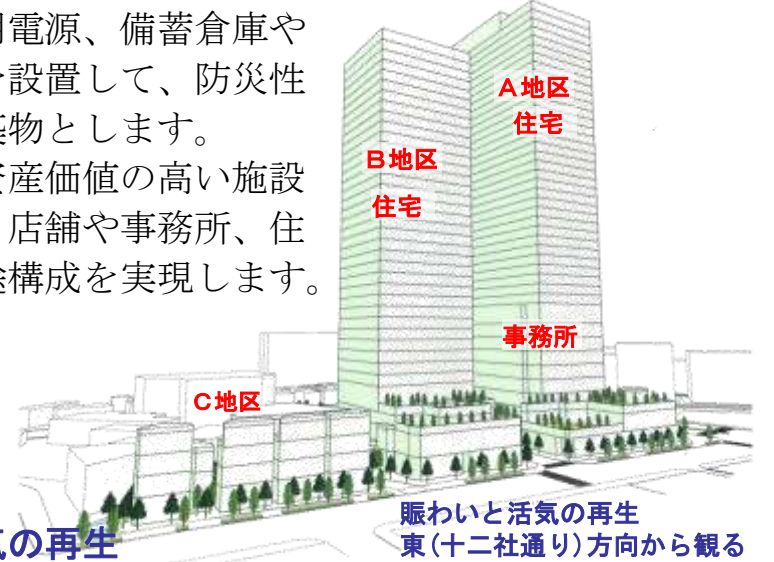


## 水と緑の散歩道の公共用地の帰属が決定しました！

水と緑の散歩道の土地の帰属（道路または公園）については、長期間に渡り様々な検討と新宿区との協議調整を行いました。4月11日（水曜日）にみどり土木部みどり公園課・道路課と協議調整を行い、最終的には、公園を2つに区分して、東京電力㈱のゲート前からC地区までの間は道路として、道路の歩道を広く取ることで、神田川から十二社通りまでの歩行者空間を確保することとなりました。この案で東京都との協議調整に入ります。

## 建築計画案

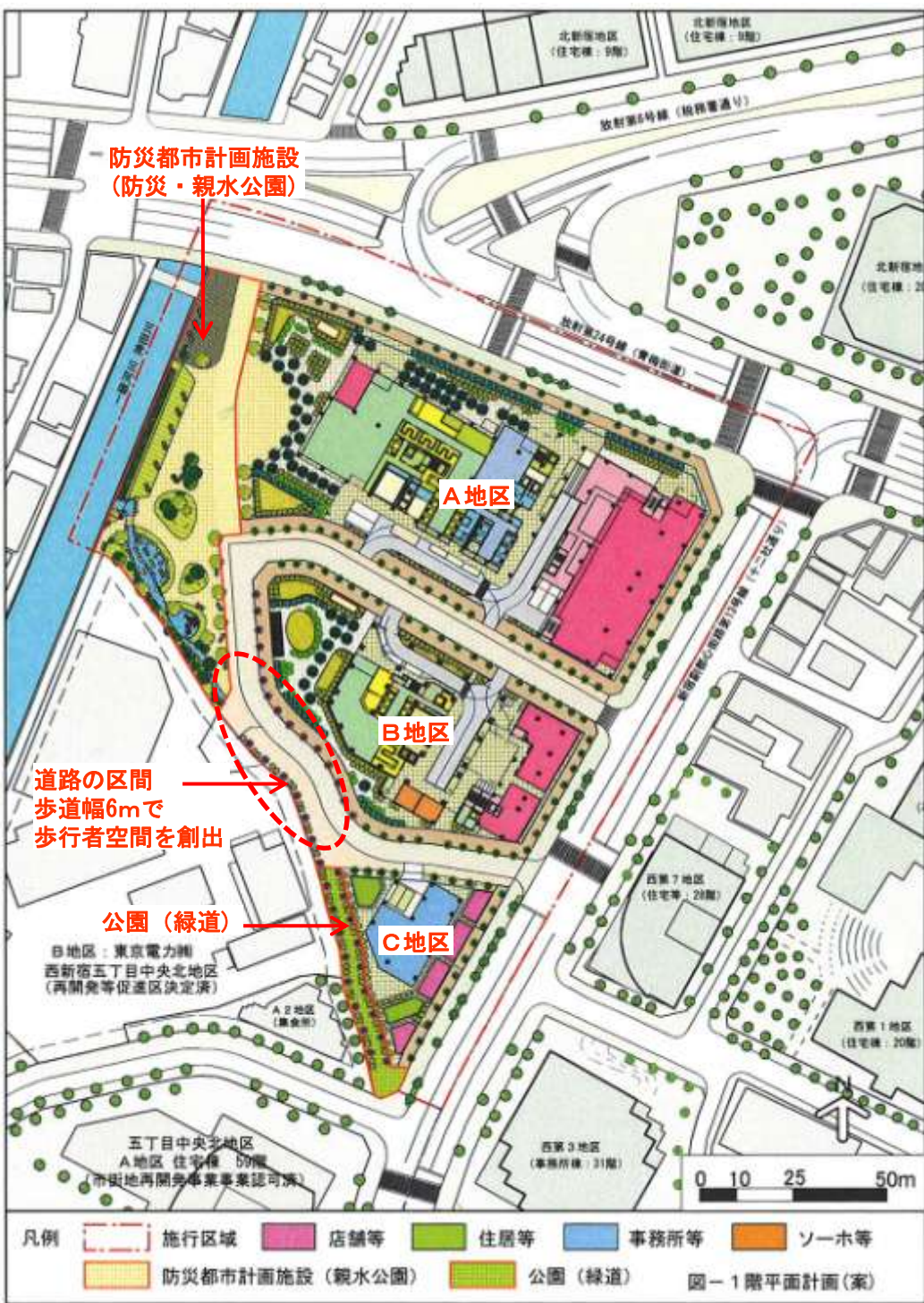
長周期地震（横揺れ）にも対応した安心・安全な免震構造を採用、非常用電源、備蓄倉庫や非常用トイレを設置して、防災性の高い施設建築物とします。また、末永く資産価値の高い施設とするために、店舗や事務所、住居の最適な用途構成を実現します。



## ■賑わいと活気の再生

十二社通りは、かつて地域で一番の賑わいをみせていましたが、道路の拡幅や、再開発事業が進む中で、店舗が減少するとともに、再開発事業のビルは通りに面しない内向きの店舗が増え、賑わいが消えています。店舗の整備と十二社通りの賑わいと活力の再生が必要とされています。

十二社通り沿いは張り出しの低層建物として、十二社通りに直接面する路面商店街とすることで、日常的に触れ合う暖か味のある、毎日の買い物を楽しめる環境を創出して賑わいと活力を再生します。



## ■防災公園・親水公園・神田川との一体的整備

建築敷地内の広場を神田川沿いに集中的に配置して、防災公園・親水公園と一体的に整備します。これにより、形状が悪く面積も不足している防災公園・親水公園の機能と魅力を向上します。

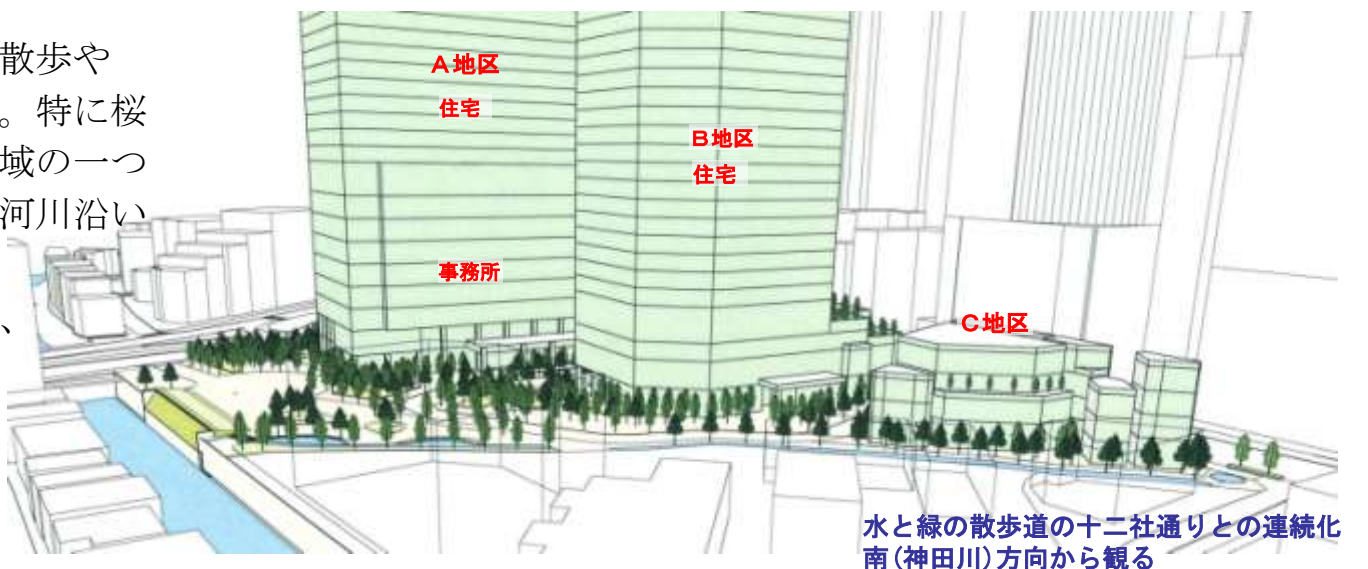
神田川沿いに近隣にはない規模の空間の中で、神田川の護岸は緩傾斜護岸などに改修することで、神田川の水面に開放性を持たせ、護岸の緑化を図り、地上部の緑化との連続化により、水とみどりの空間を創出します。淀橋からの眺望、十二社通りへの眺望を創出します。



## ■水と緑の散歩道の十二社通りとの連続化

神田川沿いの遊歩道は、歩行者や朝夕の散歩やジョギング等の利用者が多くなっています。特に桜の季節には、大勢の方々が訪れており、地域の一つの誇れる資産ともなっています。一方で、河川沿いの遊歩道から新宿方面への歩行者動線は未整備な状況で、神田川沿いの豊かな環境が、地域と一体化しない状況となっています。

神田川沿いと十二社通りを連絡する水と緑の散歩道を整備することで、河川と連続する魅力ある緑豊かな空間を創出します。



街づくりに関するご質問やご相談等ございましたら下記までご連絡ください。

準備組合の事務所へ来ていただいても、こちらからお伺いしても結構です。（担当小澤、鴨志田）

〒160-0023 新宿区西新宿六丁目25番8号オフィスアネックス203

ホームページ <http://www.ns5k.jp> Eメール [jimukyoku@ns5k.jp](mailto:jimukyoku@ns5k.jp)

TEL 03-3343-6451

FAX 03-3343-6452